

理事会において定める事項

主催・共催・後援・協賛に関する規程

平成28（2016）年12月25日制定

スポーツ関連事業が多岐にわたって行われている現状に際し、本協会の関わり方とそれに伴う権利、及び義務等を整理するために必要となる諸規程を制定するものである。

1 事業の種類は以下の通りとする。

（1）主催事業

公益財団法人日本サッカー協会の主催事業関連事業（全国大会への出場権を獲得するための予選会）

一般社団法人東北サッカー協会の主催事業関連事業（東北大会への出場権を獲得するための予選会）

特定非営利活動法人山形県サッカー協会の主催事業（年間事業計画に記載されている事業）

特定非営利活動法人山形県サッカー協会の主管事業（山形県内で開催される各種連盟の主催事業等）

（2）共催事業

山形県内6地区サッカー協会の主催する事業

公益社団法人山形県体育協会・自治体等の主催する事業

公益社団法人スポーツ振興21世紀協会の主催する事業

（3）後援事業

特定非営利活動法人山形県サッカー協会賛助会員の主催する事業

山形県内6地区サッカー協会の主催する事業

公益社団法人山形県体育協会・自治体等の主催する事業

株式会社モンテディオ山形の主催する事業

（4）協賛事業

公益社団法人山形県体育協会加盟の他競技協会の主催する事業

その他、特定非営利活動法人山形県サッカー協会の趣意に準ずるイベント等

2 申請等の手続きについて

(1) 書面にて申請を受けた事業に対し、YFA 書式 20-1 号にて回答する。

	主催	共催	後援	協賛
書面による申請（要項添付は必須）	×	○	○	○
事業終了報告の受理	○	○	○	△
問題が発生した際の責任の所在	○	○	×	×
広報（告知含む）	○	○	△	×

○…「あり」

△…申請内容により「あり」の場合がある。

×…「なし」

3 各種事業毎の権利の所在について

	主催	共催	後援	協賛
競技規則使用	○	○	○	○
標章使用	○	○	△	×
名義使用	○	○	○	△
人材派遣（審判員含む）	○	○	△	×
JFA 保険適用範囲	○	×	×	×
物品等の支援	-----	-----	×	○
自治体所有施設使用の調整	○	△	×	×

○…「あり」

△…申請内容により「あり」の場合がある。

×…「なし」